

Weekly Report

第316号
平成27年6月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続人の範囲と法定相続分に関するQ & A

今年から相続税の基礎控除が「3千万円+600万円×法定相続人数」に引下げられています。改めて、相続人の範囲や法定相続分について知っておきましょう。

◆Q & A

Q. 遺産を相続できるのは誰？

A. 遺言がない場合は、民法で定められた法定相続人が相続します。被相続人の配偶者（内縁関係は含まれません）は常に相続人となり、配偶者とともに、①子、②親などの直系尊属、③兄弟姉妹の順で相続人となります。

例えば、配偶者以外に子がいる場合は、配偶者と子が相続人（配偶者がいない場合は子だけ）となり、親や兄弟姉妹は相続人になれません。

Q. 相続を放棄した人は

A. 初めから相続人ではなかったとされます

Q. 法定相続分とは？

A. 民法で定められた各相続人が受けられる遺産の割合です。例えば、配偶者と子が相続人の場合は、配偶者1/2、子1/2となり、配偶者と直系尊属が相続人の場合は、配偶者2/3、直系尊

属1/2となります。なお、子などが2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

Q. 必ず法定相続分どおりに遺産分割する？

A. 法定相続分は、遺言がない場合や相続人の中で遺産分割の合意が出来なかった場合の基準となる割合のため、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。遺言書や、法定相続人全員が合意した遺産分割協議によって、法定相続分と異なる相続分を決めることができます。

「算定基礎届」早めに作成のご準備を！

年金事務所から新様式A版の“算定基礎届”関係書類が届いたら、印字されている氏名等を確認します。対象者は、7月1日現在の被保険者全員ですが、6月以降に資格取得した人は除きます。

標準報酬月額は、4月～6月に支払われた報酬の平均額により算定しますが、支払基礎日数が17日未満の月は除きます（短時間就労者は取扱いが異なります）。また、対象となる報酬は、基本給や諸手当など労働の対象として支払われる全てのもの（通勤費などの現物支給も含む）ですが、年3回以下の賞与などは含みません。

なお、提出期間は7月1日～10日（金）ですが、指定日に窓口持参を依頼される事業所もあります。

個人情報流出に伴う年金機構の対応

日本年金機構への不正アクセスにより、最大で4つの情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所）が記載されたリストが流出し、現時点で判明している流出件数は125万件となっています。

流出が判明している方には、年金機構から郵送により文書が送られ、基礎年金番号については、新しい場番号に変更されます。電話またはメールで年金機構から連絡が来ることはありません。

なお、専用電話窓口0120-818211（受付時間8時30分～21時）が設置されています。